

所得税(子ども1人)

年収	給与所得控除後の金額	控除額		課税標準額	課税額	市階層
6,697,000	4,827,300	2,046,774		2,780,000	180,500	D12階層
		906,774	社会保険料			
		380,000	基礎控除			
		380,000	配偶者控除			
		380,000	年少扶養控除			

階層が下がる

所得税(子ども2人) 国が利用者負担のイメージを策定する際に用いたモデルケース

年収	給与所得控除後の金額	控除額		課税標準額	課税額	市階層
6,697,000	4,827,300	2,426,774		2,400,000	142,500	D10階層
		906,774	社会保険料			
		380,000	基礎控除			
		380,000	配偶者控除			
		760,000	年少扶養控除			

階層変わらず

所得税(子ども3人)

年収	給与所得控除後の金額	控除額		課税標準額	課税額	市階層
6,697,000	4,827,300	2,806,774		2,020,000	104,500	D9階層
		906,774	社会保険料			
		380,000	基礎控除			
		380,000	配偶者控除			
		1,140,000	年少扶養控除			

階層が上がる

所得税ベースから住民税ベースに変更

住民税

年収	給与所得控除後の金額	控除額		課税標準額	課税額	新市階層
6,697,000	4,827,300	1,566,774		3,260,000	194,100	D10階層
		906,774	社会保険料			
		330,000	基礎控除			
		330,000	配偶者控除			
			年少扶養控除			

現行の保育料の階層決定

新しい保育料の階層決定

※ 新しい制度において、所得税から住民税に変更になった場合、年少扶養が1人の場合であれば、保育料の階層が下がり、年少扶養が2人の場合、保育料は変更にならず、年少扶養が3人(以上)の場合保育料の階層が上がることとなる。